

国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会内規

〔平成17年12月27日〕
規 則 第 89 号

改正 平成21年 5月26日規則第153号 平成24年 4月24日規則第96号
平成27年 4月28日規則第 97号 平成30年12月18日規則第30号

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東京外国語大学学長選考会議規程（平成16年規則第48号）第2条第2号に定める委員（以下「選考会議委員」という。）8名の選出方法等について必要な事項を定めるものとする。

(選考会議委員から除外する者)

第2条 選考会議委員には、国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会規程（次条において「教育研究評議会規程」という。）第2条第1項第1号に定める学長及び同項第2号に定める理事並びに同項第3号に定める副学長を含めないものとする。

(選出方法)

第3条 選考会議委員8名のうち5名は、教育研究評議会規程第2条第4号から第9号までに定める者をもって充てる。

第4条 選考会議委員8名のうち前条により選出された者以外の3名は、教育研究評議会評議員のうちから同評議会において、3名連記により投票を行い、得票数上位3名の者をもって充てる。

2 前項の投票の結果、上位得票同数の者が4名以上いる場合は、上位得票同数の者について3名連記により再投票を行い、得票数2位に同数の者が3名以上いる場合は得票数2位について2名連記により再投票を行い、得票数3位に同数の者が2名以上いる場合は得票数3位について単記により再投票を行う。以降、同様に取り扱う。

(欠員の補充)

第5条 前条第1項の選考会議委員に欠員を生じた場合の後任者の選出は、投票により速やかに行うものとする。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、選考会議委員の選出に関し必要な事項は、教育研究評議会において定めるものとする。

附 則

この内規は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年5月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年4月24日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。